

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要

(1) 現状分析

当市全体の人口が減少傾向にあるなか、中心市街地の人口も減少傾向にあります。平成20年と平成26年を比較すると、当市全体では増減率が96.22%、中心市街地においても96.47%と、いずれも約5%減少しています。

他方で、平成15年以降、中心市街地周辺に民間によるマンション建設が進んでいること、また、中心市街地における世帯数が増加していることから、マンションの稼働率の高さがうかがえます。

(2) まちなか居住の推進の必要性

当市は各種公共機関や交通機関、医療機関、金融機関、小売・サービス等、住まい手にとっての生活基盤が中心市街地に集積しており、コンパクトで住みやすい地域といえます。そして、マンションの稼働率の高さは、市民がそれを認識していること、また、まちなか居住に対するニーズが一定程度あることを示しており、今後は、市民がまちなかに住みたくても住めないといった環境に陥ることがないように、民間住宅の供給を促進させる環境の整備や、そこに住む市民にとって暮らしやすいサービスの提供を推進することが必要です。

(3) 重点事業

以上の現状及び必要性を踏まえ、中心市街地の活性化を目指すうえで必要性が高く、目標達成に特に寄与する事業として以下を位置付け、子どもから高齢者まで幅広い世代が安心して暮らせるよう、まちなかへの居住を推進します。

- 雪対策環境整備事業
- 子育て支援住宅制度
- (仮称)土手町コミュニティパーク第二期整備事業
- 空き家・空き地の利活用事業

(4) フォローアップの考え方

計画期間の各年度において、事業の進捗状況を調査、確認し、状況に応じて事業促進のために必要な改善等を講じていくこととします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 雪対策環境整備事業 ○内容 融雪システムの導入及び更新 ○実施時期 平成25年度～	弘前市	地域特性にあった融雪システムの導入・更新整備を行うことで、まちなかでの住環境の質が高まり、まちなか居住が促進され、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型融雪設備導入支援事業) ○実施時期 平成28年度～令和3年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 子育て支援住宅制度 ○内容 子育て世帯に対する住宅使用料の減免 ○実施時期 平成26年度～	弘前市	子育て世帯に低廉な家賃の住宅を提供し、近接するヒロロスクエア(弘前駅前再開発ビル3階)を活用した子育て環境の充実により、まちなか居住が促進され、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」の実現につながる必要な事業です。		
○事業名 (仮称)土手町コミュニティパーク第二期整備事業 ○内容	民間事業者	中心市街地に居住する高齢者等を対象に生鮮食品等の販売、宅配業務を行う地域密着型のスーパーマーケットとシングルマザーの生活・就業支援機能を備えたシェアハウスを整備することによ		

<p>一階を商業サービス施設、二階以上をシングルマザーの生活・就業支援施設とシェアハウス ○実施時期 平成29年度～</p>		<p>り、商業の活性化とまちなか居住の推進を図ろうとするものであり、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」の実現につながる必要な事業です。</p>		
<p>○事業名 空き家・空き地の利活用事業 ○内容 空き家・空き地バンクの運営、登録された物件の取得等に対する支援 ○実施時期 平成27年度～</p>	<p>弘前市、弘前圏域 空き家・空き地バンク協議会</p>	<p>空き家・空き地となっている物件の情報を提供し、その取得に対して市が支援することにより、まちなかの空き家・空き地が減少することは、「暮らしたくなる便利で豊かなまち」の実現につながる必要な事業です。</p>		